〇〇〇（団体名称）規約/会則/規約（記載例）

（名称）

第１条　この会は、〇〇〇（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第２条　本会の事務局は、埼玉県坂戸市〇〇〇に置く。

（目的）

第３条　本会は、〇〇〇に関する活動（事業）を行うことにより、〇〇〇することを目的とする。

（活動内容）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

（１）〇〇〇

（２）〇〇〇

（３）その他、目的の達成に必要な活動

（会員）

第５条　本会の会員は、次の〇種類とする。

（１）正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

（２）賛助会員は、この会の活動を賛助するために入会した者とする。

（入会）

第６条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、入会申込書により、〇〇（会長等）に申し込むのものとする。

（会費）

第７条　会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

（１）正会員　〇〇〇円

（２）賛助会員　〇〇〇円

（退会）

第８条　会員は、退会届を〇〇に提出し任意に退会することができる。

（役員）

第９条　本会に次の役員を置く。

（１）会長　１名

（２）総務　〇名

（３）会計　〇名

（４）監事　〇名

２　本会役員は、会員の互選により選出する。

３　監事は、会長及び会計を兼ねることができない。

（職務）

第１０条　本会役員の職務は次のとおりとする。

（１）会長は、本会を代表し、会務を統括する。

（２）総務は、本会の事務のとりまとめを担当する。

（３）会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

（４）監事は、会の会計監査を行う。

（任期）

第１１条　本会役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

（会計年度）

第１２条　本会の会計年度は、毎年４月1日に始まり、翌年３月末日をもって終了する。

（委任）

第１３条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附則

この規約は、〇年〇月〇日から施行する。